

# 道の駅ふくしまイベント開催業務委託仕様書

## 1 業務名

道の駅ふくしまイベント開催業務委託

## 2 目的

本年開業した「道の駅ふくしま」における閑散期の集客促進及びにぎわい創出を目的にイベントを開催するもの。

## 3 委託期間

契約締結日から令和5年3月15日（水）まで

## 4 委託業務の概要

- (1) イベントの開催
- (2) 広報
- (3) 事業効果の検証

## 5 委託業務内容

### (1) イベントの開催

#### ①日程等

「道の駅ふくしま」において概ね秋に1回、冬に1回それぞれ週末にイベントを開催すること。なお、開催時間は概ね午前9時から午後3時とし、開催日程については「道の駅ふくしま」の指定管理者と協議のうえ決定すること。

#### ②イベント内容

- ア 閑散期の集客促進に寄与する内容とすること。
- イ ターゲットを設定のうえ、そのニーズに合った内容とすること。
- ウ 「道の駅ふくしま」との相乗効果の高い内容とすること。
- エ 地域の特性を生かした内容とすること。

#### ③その他

イベントの開催により利益が生じる場合は本業務の収支計画における収入として充てることとする。

### (2) 広報

#### ①広報媒体

効果的な広報媒体を利用し集客に努めること。

(3) 事業効果の検証

①目標値の設定

本業務により想定する目標数値を設定すること。

②事業効果の検証

設定した目標数値に対する検証を行うこと。

## 6 成果物

(1) 委託業務完成届（指定様式／委託業務完了後）

(2) 事業報告書（任意様式／委託業務完了後）

## 7 本委託の実施上の留意事項等

(1) 実施体制

①受託者は、各事業実施における主たる責任者を定め、市担当者との緊密な連絡と十分な打ち合わせを行うこと。

②本業務に係る第三者との各種調整、交渉は、原則として受託者が行うこと。

③企画立案、台本作成、演出、出演者交渉・スケジュール調整、運営等の業務一切を行うこと。

④本業務の実施に当たっての作業方法及び進行状況について、市に適宜連絡すること。

(2) 契約の変更等

① 委託業務の内容のうち、仕様上の回数等の数量に満たないことが明らかになった場合には、協議の上、同等の内容に変更する、又は委託料の減額を行うものとする。

② 感染症の流行状況等により、業務の実施が困難または事業効果が見込めなくなった場合には、市と受託者が協議の上、仕様の変更及び委託料の減額等を行うものとする。

(3) その他

①受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後も同様である。

②本著作物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた時は、受託者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、委託者に何らかの損害を与えたときはその損害を賠償するものとする。

③この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、または、この仕様書に定め

のない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議の上決定する。

## 8 担当課

福島市商工観光部観光交流推進室

電話：024-525-3722

FAX：024-535-1401

E-mail：[kankou@mail.city.fukushima.fukushima.jp](mailto:kankou@mail.city.fukushima.fukushima.jp)